

【よくある質問】

〇〇市△△町◇丁目◇番地は、三大都市圏に該当するのでしょうか？

【回答】

「三大都市圏に該当するか」ではなく、「首都圏整備法第二条に基づく『既成市街地』や『近郊整備地帯』」、「近畿圏整備法第二条に基づく『既成都市区域』や『近郊整備区域』」など具体的な政策区域の名称があるかと思いますので、まずは関連する根拠法なども含めてご確認ください。

上述の各政策区域が該当する範囲については、以下の国土情報ウェブマッピングシステムで確認いただくことが可能です。以下の【国土情報ウェブマッピングシステム操作方法（概要）】をご確認ください。

【国土情報ウェブマッピングシステム】

<https://nlftp.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html>

※Microsoft Edge、Google Chrome または Firefox であれば閲覧可能となっております。

※国土情報ウェブマッピングシステムに関する質問は、国土情報提供サイト運営事務局までお願いします。

国土情報提供サイト運営事務局

T E L : 03-5259-0015

メール : shitsumon [at] ksjask.info ※ [at] の箇所は@に変換してください。

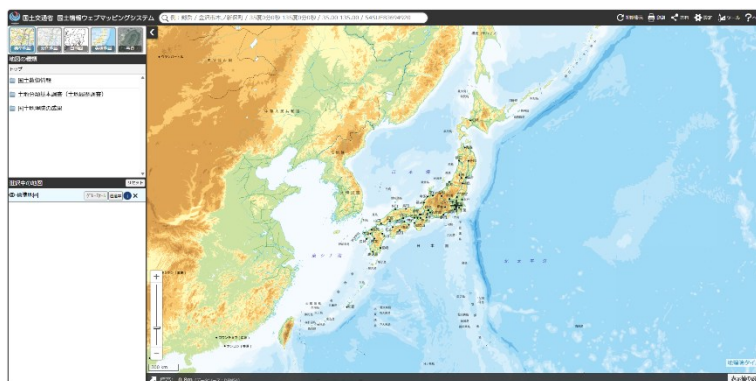
国土情報ウェブマッピングシステム - 操作方法 -

https://nlftp.mlit.go.jp/webmapc/WMS_manual.pdf

【国土情報ウェブマッピングシステム操作方法（概要）】

- (1) 以下のホームページを、Microsoft Edge、Google Chrome または Firefox で開いてください。

<https://nlftp.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html>



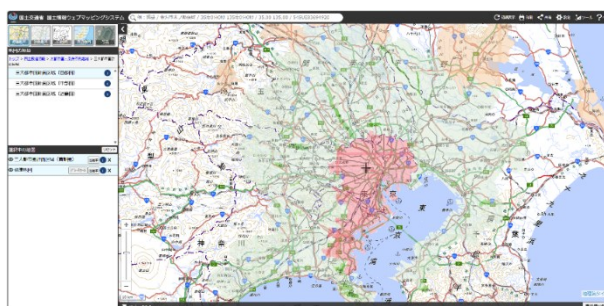
(2) 左の「地図の種類」から、「トップ > 国土数値情報 > 大都市圏・条件不利地域 > 三大都市圏計画区域」をクリックすると、三大都市圏計画区域レイヤー（首都圏 / 中部圏 / 近畿圏ごと）の選択画面が表示されます。

3つのうち確認したい圏域をクリックすると、標準地図の上に重ねる形で、各計画区域のレイヤーを追加表示できます。

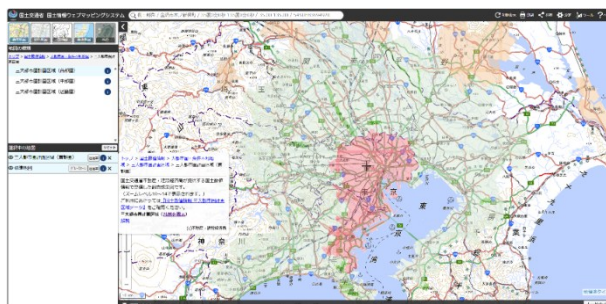
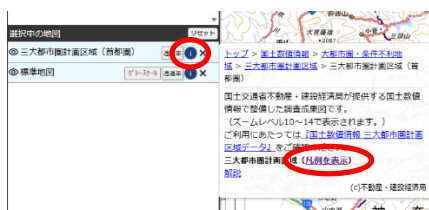
※確認したい範囲を拡大すると色つきレイヤーが表示されます。見づらい場合は左下「選択中の地図」から「透過率」をクリックし、透過率を調整してください。



首都圏レイヤーを選択（クリック）した場合



(3) 左下の「選択中の地図」にある「三大都市圏計画区域」レイヤーの「i マーク」から「凡例を表示」をクリックすると、各計画区域の凡例 PDF が表示され、区域の種類を確認することができます。



三大都市圏計画区域の凡例（PDF）

ウェブマッピングシステム 三大都市圏計画区域 凡例	
色	コード 区域区分(首都圏)
1	1 造成準用地
2	2 計画整備地域
3	3 都市開発区域
4	4 計画緑地保全区域
5	5 計画緑地特別保全地域
色	コード 区域区分(中部圏)
1	1 計画整備区域
2	2 都市開発区域
3	3 保全区域
4	4 安全区域、都市計画区域との重複区域
色	コード 区域区分(近畿圏)
1	1 計画整備区域
2	2 都市開発区域
3	3 保全区域
4	4 安全区域
5	5 計画緑地保全区域
6	6 計画緑地特別保全地域